

# 特定非営利活動法人 RAION 定款

## 第1章 総則

### (名称)

**第1条** この法人は、特定非営利活動法人 RAION という。

### (事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

**第3条** この法人は、地域住民に対して、伝統文化・芸術の継承・保存・普及ならびに青少年の健全育成に関する事業を行い、地域文化の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

**第4条** この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業)

**第5条** この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 伝統文化・地域芸能に関する事業
  - ② 地域イベントに関する事業
  - ③ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (種別)

**第6条** この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し活動を支援するために入会した個人及び団体

### (入会)

**第7条** 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を持って本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

**第8条** 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

**第9条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員たる団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

**第10条** 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

**第11条** 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

**第12条** 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

#### (種別及び定数)

**第13条** この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 7人以下
  - (2) 監事 1人以上 3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

#### (選任等)

**第14条** 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (職務)

**第15条** 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理し、理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

#### (任期等)

**第16条** 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解任)

**第17条** 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

**第18条** 役員は、その総数の3分の1以内の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

**(種別)**

**第19条** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

**(構成)**

**第20条** 総会は、正会員をもって構成する。

**(権能)**

**第21条** 総会は、法令に定める次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

**(開催)**

**第22条** 通常総会は、毎年1回事業年度の終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

**(招集)**

**第23条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

**(議長)**

**第24条** 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

**(定足数)**

**第25条** 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

**(議決)**

**第26条** 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

**第27条** 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

**第28条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

## 第6章 理事会

#### (構成)

**第29条** 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

**第30条** 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開催)

**第31条** 理事会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

#### (招集)

**第32条** 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の請求があった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

**第33条** 理事会の議長は、理事長又は副理事長がこれに当たる。

#### (定足数)

**第34条** 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

**第35条** 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

**第36条** 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

**第37条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

**第38条** この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

**第39条** この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

**第40条** この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

**第41条** この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

**第42条** この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業計画及び予算)

**第43条** この法人の事業計画書及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

**第44条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (事業報告及び決算)

**第45条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

**第46条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### **(長期借入金)**

**第47条** この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

### **第8章 定款の変更、解散及び合併**

#### **(定款の変更)**

**第48条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

#### **(解散)**

**第49条** この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

#### **(残余財産の帰属)**

**第50条** この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）するときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

#### **(合併)**

**第51条** この法人が合併しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### **第9章 公告の方法**

#### **(公告の方法)**

**第52条** この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

### **第10章 事務局**

#### **(事務局の設置等)**

**第53条** この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 雑則

### (細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	宮田宣也
副理事長	庄司直也
理事	佐々木知広
同	後藤正宏
同	宮田里加子
監事	萩原代官

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人正会員

入会金	なし	月会費	1,000円
-----	----	-----	--------

(2) 団体正会員

入会金	なし	月会費	2,000円 (年会費 24,000円)
-----	----	-----	----------------------

(3) 個人賛助会員

入会金	なし	月会費	500円
-----	----	-----	------

(4) 団体賛助会員

入会金	なし	月会費	1,500円 (年会費 18,000円)
-----	----	-----	----------------------

( 設 立 認 証 申 請 用 )

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジン ライオン
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 RAION

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理事	ミヤタノブヤ 宮田宣也		無	理事長
理事	ショウジナオヤ 庄司直也		無	副理事長
理事	ササキチヒロ 佐々木知広		無	
理事	ゴトウマサヒロ 後藤正宏		無	
理事	ミヤタリカコ 宮田里加子		無	
監事	ハギワラダイカン 萩原代官		無	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

## 設 立 趣 旨 書

昨今、一般の市民のかたが地域芸能に触れる機会が減ってきています。その背景には芸能の担い手不足や、住民の地域参加の機会の減少、既存の地域コミュニティが生活様式の変化により機能が追いつかなくなっていることなどが挙げられます。地域芸能は多世代が同じ目的を共有し参加できる特徴があります。老若男女区別せず構築されてきたコミュニティは、地域社会において参加者の居場所づくりや子供たちの教育、防災や防犯にも寄与してきました。しかしそういったつながりを持つことのできる機会は少なくなってきています。

上記の課題を鑑みて、私たちの携わる獅子舞やお囃子などの活動をしっかりと維持継続させることのできる形に発展させ、趣味のサークルではなく地域社会の中で役割を持ち、積極的に参加することで地域芸能の立場から社会へと貢献することが出来るはずだと考えました。地域コミュニティの形は様々ですが、私たちは地域芸能の分野で市民交流の機会を作り、地域芸能と地域社会を紐付け、両輪となって前進していけるような関係性を目指していきます。

私たちは現在までに任意団体の形で地域文化の発展を目指し活動してきました。コロナ禍において地域のつながりが希薄化し、地域文化の衰退だけではなく子供たちが日本文化の賑わいに触れる機会が奪われてしまうことに危機感を持ち地域の清掃活動から始まり、太鼓や笛、獅子舞などといった教室を定期的に行いながら自分たちで年に2回イベントを運営、地域の行事で積極的に公演を行ってきました。小学校や社会福祉施設へも足を運び、発表してきました。そういった活動を続けることで、地域芸能に触れる機会を増やし、地域コミュニティの要として機能するようになってきています。

今後更に規模を拡大し、行政や自治体、他地域の芸能保存会などと連携を深めていくためには、現在のような任意団体ではなく法人組織として運営していくことが必要だと考えます。また、地域芸能や市民活動はその性質上、ボランティアの方々の関わりが必要でありその財政や活動に透明性が求められ、関わる方々に気持ちよく協力していただけるような形が最善であると考えています。現在の活動の目的や理念を整理して法人組織を作ることは社会的な信用を担保することになります。今後多くの市民の方々に理解を得ながら共に守り続けていく組織を作るためにも現在のような任意団体ではなくNPO法人の設立が必要不可欠です。

法人設立後は、市民の方々に広く触れていただく機会を作るため、芸能を学ぶ教室や、イベントやワークショップの開催を行います。また、地域芸能が社会に関わる価値について考え、現代社会における継承の在り方を模索し確立していきます。

令和8年 5月 25日

法人の名称 特定非営利活動法人 RAION

設立代表者 宮田宣也

令和8年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人 RAION

1 事業活動方針

法人の運営基盤を確立させ、次年度以降、より活発に事業を推進できるようにする  
(成立の日～令和9年3月31日まで)

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 伝統文化・地域芸能に関する事業

ア 伝統文化保存団体育成事業

- ・内 容 日本の祭文化に関する芸能の技術を磨き、参加者の技能を高める
- ・日 時 通年 (月に5～6回程度)
- ・場 所

主に神奈川県横浜市栄区・港南区の町民会館やスポーツセンターなどの公共施設

- ・従事者人員 15人
- ・受益対象者 地域住民20人
- ・支出見込額 160,000円(20,000円/月×8ヶ月)

イ 伝統文化に触れる機会創出事業

- ・内 容  
日本の祭文化に関する芸能に地域住民が触れる機会を増やすことを目的に、イベントでの出演披露や体験する機会を作る
- ・日 時 通年 (イベント出演は年に20回ほどを想定)
- ・場 所 横浜市栄区・港南区周辺の公園など、本郷台駅前広場
- ・従事者人員 15人
- ・受益対象者 地域住民300人 (観覧、体験の延べ人数)
- ・支出見込額 120,000円 (15,000円/月×8ヶ月)

② 地域イベントに関する事業

ア イベント主催、運営に関する事業

- ・内 容  
地域での賑わいを創出すべく、縁日やワークショップ、ダンスや歌を含めた芸能発表の機会を作る目的においてイベントを主催する
- ・日 時 8月11日、9月26日
- ・場 所 本郷台駅前広場、小菅ヶ谷春日神社境内
- ・従事者人員 50人
- ・受益対象者 地域住民のべ5000人 (想定される来場者数)
- ・支出見込額 500,000円 (250,000円/回×2回)

イ イベント参加に関する事業

- ・内 容  
自分たちの主催するイベントもしくは地域のイベントに参加し、安価に地域産品などを販売することで、地域の賑わいを創出し、祭文化の楽しさを伝える
- ・日 時 8月11日、9月4,5日
- ・場 所 本郷台駅前広場、小菅ヶ谷春日神社境内
- ・従事者人員 30人
- ・受益対象者 地域住民のべ1000人
- ・支出見込額 500,000円 (250,000円/回×2回)

令和9年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人 RAION

1 事業活動方針

初年度の活動実績を活かし、運営基盤を安定させる

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 伝統文化・地域芸能に関する事業

ア 伝統文化保存団体育成事業

・内 容

日本の祭文化に関する芸能の技術を磨き、参加者の技能を高める

・日 時 通年（月に5～6回程度）

・場 所

主に神奈川県横浜市栄区・港南区の町民会館やスポーツセンターなどの公共施設

・従事者人員 20人

・受益対象者 地域住民30人

・支出見込額 360,000円（30,000円/月×12ヶ月）

イ 伝統文化に触れる機会創出事業

・内 容

日本の祭文化に関する芸能に地域住民が触れる機会を増やすことを目的に、イベントでの出演披露や体験する機会を作る

・日 時 通年、イベント出演は年に20回ほどを想定

・場 所 横浜市栄区・港南区周辺の公園など、本郷台駅前広場

・従事者人員 20人

・受益対象者 地域住民400人（観覧、体験の延べ人数）

・支出見込額 240,000円（20,000円/月×12ヶ月）

② 地域イベントに関する事業

ア イベント主催、運営に関する事業

・内 容

地域での賑わいを創出すべく、縁日やワークショップ、ダンスや歌を含めた芸能発表の機会を作る目的においてイベントを主催する

・日 時 5月8日、8月11日、9月25日

・場 所 本郷台駅前広場、小菅ヶ谷春日神社境内

・従事者人員 50人

・受益対象者 地域住民の者のべ8000人（想定される来場者数）

・支出見込額 750,000円（250,000円/回×3回）

イ イベント参加に関する事業

・内 容

自分たちの主催するイベントもしくは地域のイベントに参加し、安価に地域産品などを販売することで、地域の賑わいを創出し、祭文化の楽しさを伝える

・日 時 5月8日、8月11日、9月4、5日

・場 所 本郷台駅前広場、小菅ヶ谷春日神社境内

・従事者人員 30人

・受益対象者 地域住民のべ1500人

・支出見込額 750,000円（250,000円/回×3回）

## 活動予算書

成立の日から令和9年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 RAION

(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	160,000	
賛助会員受取会費	116,000	
役員受取追加会費	30,000	306,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	100,000	100,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
伝統文化・地域芸能に関する事業収益	100,000	
地域イベントに関する事業収益	1,000,000	1,100,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
<b>経常収益計</b>		<b>1,506,000</b>
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
業務委託費	240,000	
印刷製本費	80,000	
旅費交通費	90,000	
賃貸料	250,000	
保険料	40,000	
支払手数料	60,000	
仕入高	360,000	
消耗品費	160,000	
その他経費計	1,280,000	
事業費計		1,280,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	16,000	
印刷製本費	24,000	
業務委託費	160,000	
その他経費計	200,000	
管理費計		200,000
<b>経常費用計</b>		<b>1,480,000</b>
当期経常増減額		26,000
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計		0
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損		

經常外費用計			0
当期正味財産増減額			26,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			26,000

## 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 RAION

(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	312,000	
賛助会員受取会費	234,000	
役員受取追加会費	30,000	576,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	200,000	200,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
伝統文化・地域芸能に関する事業収益	150,000	
地域イベントに関する事業収益	1,500,000	1,650,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
<b>経常収益計</b>		<b>2,426,000</b>
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
業務委託費	420,000	
印刷製本費	120,000	
旅費交通費	195,000	
賃貸料	375,000	
保険料	60,000	
支払手数料	90,000	
仕入高	540,000	
消耗品費	300,000	
その他経費計	2,100,000	
事業費計		2,100,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	24,000	
印刷製本費	36,000	
業務委託費	240,000	
その他経費計	300,000	
管理費計		300,000
<b>経常費用計</b>		<b>2,400,000</b>
当期経常増減額		26,000
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計		0
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損		

經常外費用計			0
当期正味財産増減額			26,000
前期繰越正味財産額			26,000
次期繰越正味財産額			52,000